

南海トラフ対策 特別委員会資料

令和7年9月24日（水）
県土整備部

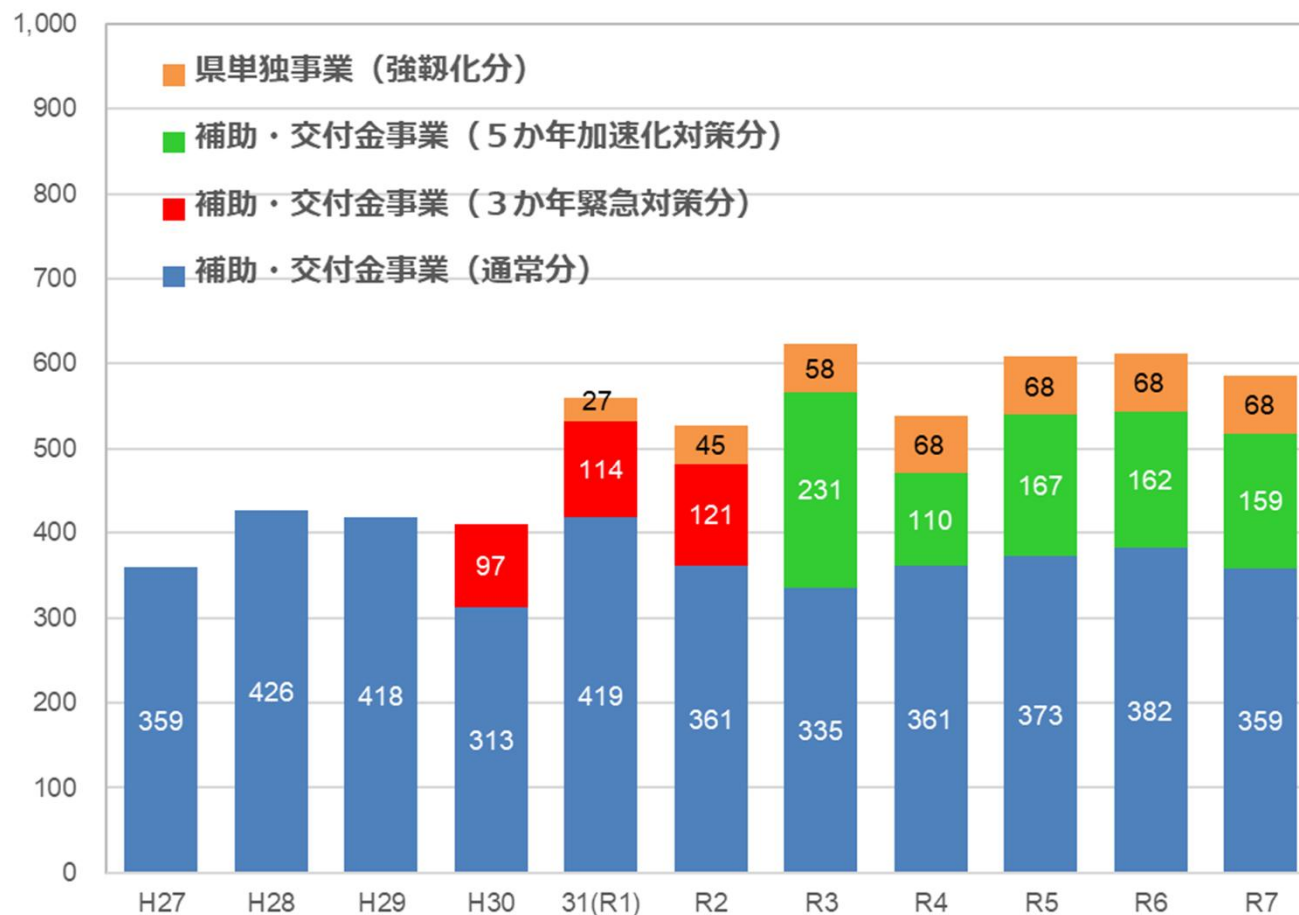
目 次

県土整備部における地震津波対策の取組について	3
----------------------------------	---

県土整備部の予算

地震津波対策等を推進するため、防災・減災、国土強靱化のための **3 か年緊急対策** や **5 か年加速化対策** の予算を活用し、更なる対策の推進

億円



国土強靱化に資する予算

○ **3 か年緊急対策** 総額 約332億円

（主な対策）

- ・ 道路法面对策、橋梁耐震補強、無電柱化
- ・ 河道掘削、堤防強化、砂防施設
- ・ 耐震強化岸壁整備など

○ **5 か年加速化対策** 総額 約829億円

（追加となった対策）

- ・ 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化
- ・ インフラ施設の老朽化対策
- ・ 住宅・建築物の耐震化

※ 橋梁耐震補強は対象外となる

総額 約 1, 1 6 1 億円(8年間)

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）

技術企画課

第1章 基本的な考え方

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や**南海トラフ地震等の大規模地震**から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。

第2章 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や環境整備等を推進

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

◎事業規模 **今後5年間でおおむね20兆円強程度**

（内容）

- | | |
|--|---------------|
| I 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理 | <u>5.8兆円</u> |
| ・流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸） | |
| ・大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策 | |
| ・河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理（老朽化対策） | |
| II 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 | <u>10.6兆円</u> |
| ・道路ネットワークの機能強化対策（ミッシングリンク解消及び4車線化） | |
| ・橋梁耐震補強 ・道路施設等の老朽化対策 | |
| ・港湾施設の耐震強化、津波対策 ・住宅・建築物の耐震化 ・下水道施設の耐震化 | |
| III デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化 | <u>0.3兆円</u> |
| IV 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化 | <u>1.8兆円</u> |
| V 地域における防災力の一層の強化 | <u>1.8兆円</u> |

地震津波対策の取組（道路）

道路建設課・道路保全課・高速道対策局

①高規格道路の整備



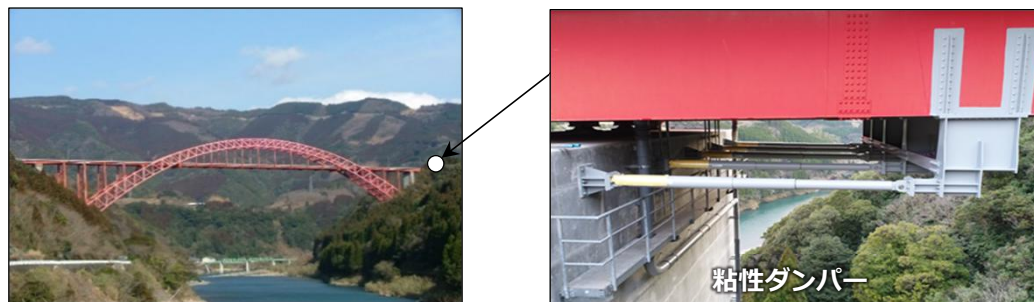
②道路ネットワークの更なる強化



都城志布志道路の開通により、大規模災害時の後方支援拠点となる都城市と沿岸自治体の道路ネットワークが強化

→「復旧・復興」「医療・救護」「支援物資の輸送」等の安定した支援が可能に

③緊急輸送道路における橋梁の耐震化



国道218号 干支大橋（延岡市）

④市街地の緊急輸送道路における無電柱化



国道269号 栄町工区（都城市）

地震津波対策の取組（河川）

河川課

事業実施河川

背後地の人口、資産、他事業との調整等を踏まえ、レベル1津波の遡上により家屋等の浸水被害が想定される河川からハード対策を実施（35水系）

- （1）河川単独で効果が発現できる河川 18水系
 - ・河川整備とあわせて実施する河川
 - ・・・耳川、一ツ瀬川、広渡川など 4水系
 - ・地震高潮対策事業で実施する河川
 - ・・・五十鈴川、清武川、加江田川など 14水系
- （2）港湾、漁港に流れ込む河川で他事業との連携が必要な河川
 - ・・・古江川、内海川、潟上川など 17水系

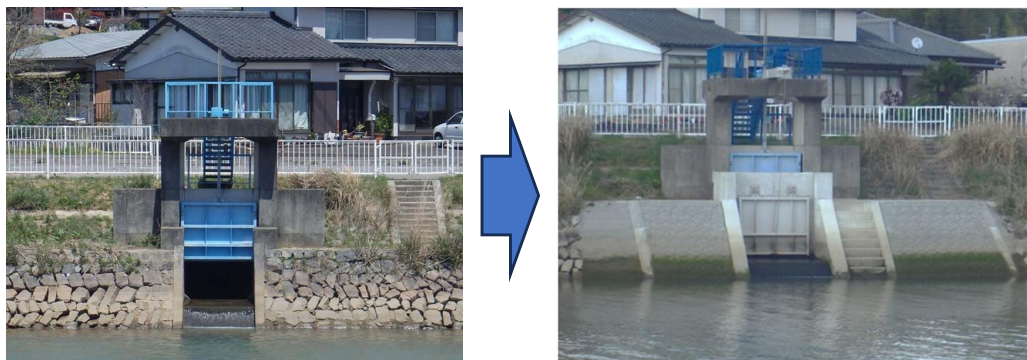
※（1）については、事業実施中

（2）については、港湾、漁港、海岸事業の進捗を踏まえ今後事業化予定

対策①：樋門の無動力化

- ・河川への津波遡上が想定される区間の樋門について、人による操作が不要となるよう無動力ゲートに改造
- ・対象施設 132 樋門のうち、68 樋門の整備が完了(R7.3月時点)

整備事例：塩見川



対策②：水門等の新設・耐震化

- ・河川への津波遡上を防ぐため、河口や支川合流部への水門等の新設や、既存施設の耐震化を実施
- ・対象施設 5箇所のうち、2箇所が整備完了（R7.3月時点）

耐震化整備事例：江田川樋門

浜川防潮水門の耐震化(R9～予定)

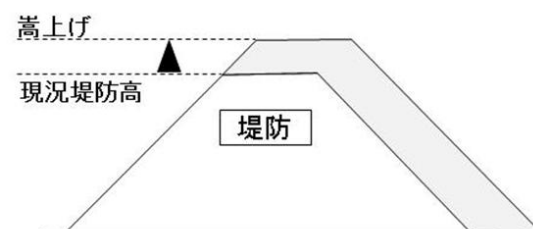


※ 今後の詳細検討により、対象施設数が変更となる場合があります。

対策③：堤防の耐震化

- ・レベル1津波に対して堤防の高さを確保するため、堤防の嵩上げや液状化対策を実施
- ・対策必要延長 18.7 km（R7.3月時点）
- ・来年度以降、加江田川、清武川の整備を実施予定

堤防嵩上げ整備イメージ



整備事例：一ツ瀬川



※ 今後の詳細検討により、対策必要延長が変更となる場合があります。

地震津波対策の取組（砂防）

砂防課

土砂災害防止工事の推進

竹之内1谷川(砂防) 宮崎市



広原畑地区(急傾斜) 宮崎市



片田第7・8地区(急傾斜) 延岡市



地域にふさわしい防災力の強化

土砂災害防止教室(対象：小中学生)



◎市町村教育委員会との連携
【R6：27回（1,063人参加）】

土砂災害防止講座(対象：地区住民)



◎民間（砂防ボランティア協会）との連携
【R6：24回（780人参加）】

住民参加型避難訓練(対象：市町村)



◎市町村との連携
【R6：6市町村（368人参加）】

土砂災害警戒区域等危険箇所の調査・周知

土砂災害の危険性のある区域の指定を推進するための基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等として指定を行い、市町村がハザードマップ等へ反映
・土砂災害警戒区域指定状況 15, 289区域（令和7年3月末時点）

地震津波対策の取組（港湾）

港湾課

重要港湾 細島港



耐震強化岸壁の整備により、災害発生時の緊急物資輸送が可能に！

津波避難施設の整備により、利用者の安全を確保！



津波避難施設(西)



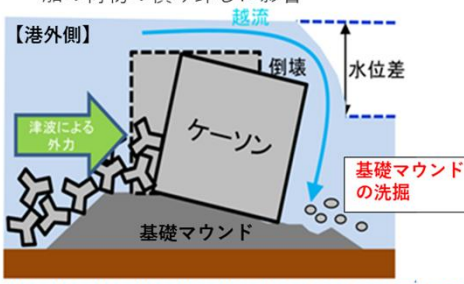
津波避難施設(東)

防波堤の粘り強い構造化により、津波襲来後における港湾物流機能の確保が可能に！

【従来構造】

津波時に防波堤が倒壊する危険性

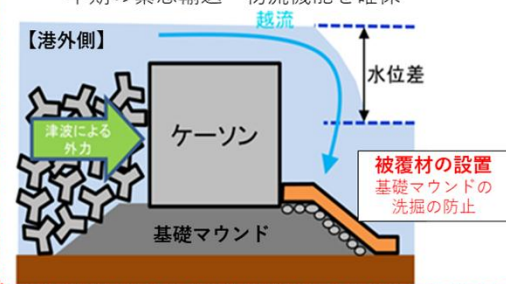
- 津波時の防波堤の倒壊
- 防波堤倒壊後、沖波が直接港へ到達
船の荷物の積み卸しに影響



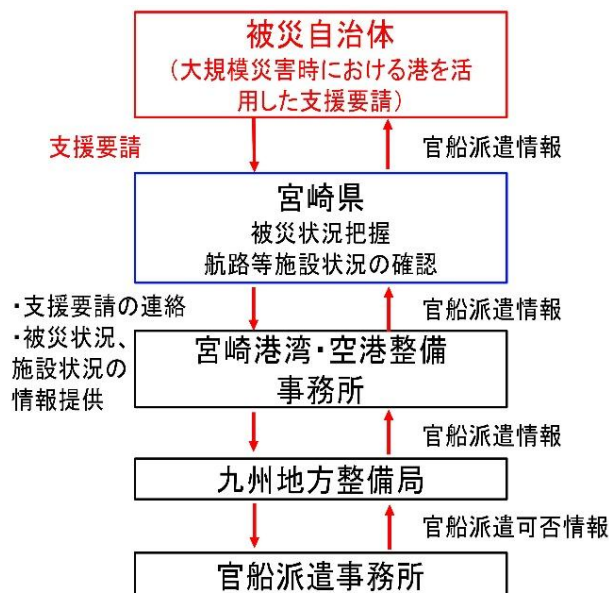
【粘り強い構造】

津波時による防波堤の倒壊を防止

- 津波時の防波堤の倒壊無し
- 沖波を防ぎ、港への影響が少ない
早期の緊急輸送・物流機能を確保



能登半島地震を教訓に、国、県、市が連携した訓練を実施！



重要港湾 油津港



耐震強化岸壁の整備

防波堤の粘り強い構造化

【整備効果】

日向灘を震源とする地震 [M7.1、最大震度6弱]

地震発生から2週間後 (R6.8.23) に予定とおりクルーズ船を受入れ
1,152名 (観光バス27台分) の旅客が訪れ、周辺地域に経済効果をもたらす



重要港湾 宮崎港



津波避難高台の整備

耐震強化岸壁の整備



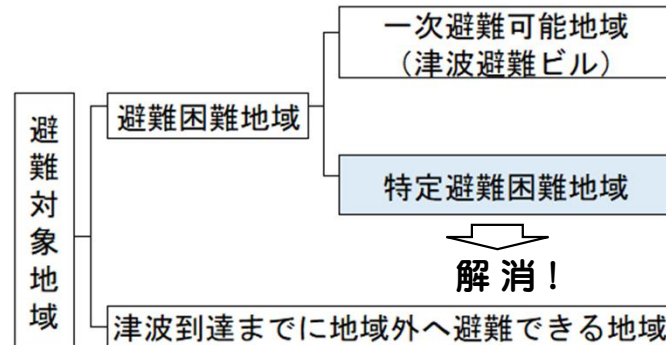
地震津波対策の取組（都市計画）

都市計画課

1 津波避難施設の整備

特定避難困難地域を解消するための
津波避難施設の整備

- ※ 7 市町 2 3 箇所完成（R 3 末,都市局予算）
- ※ 延岡市北浦町古江地区など 4 箇所で実施中



津波避難タワー（日向市財光寺地区）

2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 市街地整備による安全性の確保
地震時の物的被害（建物倒壊や火災被害等）や
人的被害の軽減を図るための市街地整備

※ 東部第二土地区画整理事業（宮崎市）など 3 地区で実施中

- (2) 安全な避難空間の確保
避難場所・避難経路の安全な避難空間を確保するた
めの都市公園や幹線道路の整備

※ 避難場所：山之口運動公園（都城市）など 4 箇所で実施中
※ 避難経路：安賀多通線（延岡市）など 1 1 箇所では実施中



東部第二土地区画整理事業（宮崎市）



山之口運動公園（都城市）

3 地震・津波災害に強いまちづくりの推進

津波防災地域づくりに関する法律（H23.12）

基本指針（国土交通大臣）
～将来起こりうる最大クラスの津波災害を防止・軽減～

県

津波浸水想定の見直し

市町村

津波災害警戒区域

（イエローゾーン）

※住民等の生命・身体に危害が生ずる
おそれがある区域で、『警戒避難体制
を特に整備すべき区域』

・避難促進施設の指定
（社会福祉施設、学校、
医療施設等）

・指定避難施設の指定
・管理協定の締結

・地域防災計画の改訂

・津波ハザードマップの作成

津波避難訓練

必要に応じ、津波災害特別警戒区域の検討

■ 津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



スケジュール

国

南海トラフ巨大地震の
被害想定の見直し

県

津波浸水想定の見直し

津波災害警戒区域図
素案の見直し

市町との協議

関係市町長への意見聴取

住民等への周知

津波災害警戒区域の指定

4 早期復旧のための体制整備（下水道）

国

・下水道機能の継続・早期回復を図るため、下水道BCP対策マニュアルを平成21年11月に公表

県・市町村

・国の公表を受け、平成27年3月までに下水道施設を有する全ての市町村（17市町村）で策定を完了
・下水道災害における情報伝達訓練を毎年九州・山口ブロックで実施

地震津波対策の取組（建築物）

建築住宅課

- ・新・宮崎県地震減災計画において、住宅の耐震化率を（約80%から）90%へ高めることなどにより、人的被害が 約15,000人から2,700人に軽減できると推計
- ・住宅の耐震化率を令和7年度末に90%とすることを目標に、市町村と連携して支援事業を実施

1 木造住宅耐震化の支援制度

大地震では、木造住宅の倒壊とともにその下敷きになって多くの人的被害が発生
このため、耐震性が低い可能性が高い『旧耐震基準（昭和56年5月以前）』の木造住宅の耐震性を向上させるため、支援事業を実施

Step 1

耐震診断

現地調査や図面をもとに耐震性能を評価

耐震診断 最大**13万6千円**補助

Step 2

耐震補強計画・設計

耐震診断の結果を踏まえ、弱点を補強し、耐震性能を高めるための計画・設計を行う。

①総合支援制度 ★耐震改修設計+工事のパッケージ支援
一般型耐震改修工事

最大**115万円**補助（工事費の80%）

Step 3

耐震補強工事

耐震性を高めるために必要な補強工事や劣化箇所の補修などを行う。

②安全住宅住替え制度 ★耐震性のない住宅からの住替えを支援

除却工事 最大**34.5万円**補助（工事費の23%）

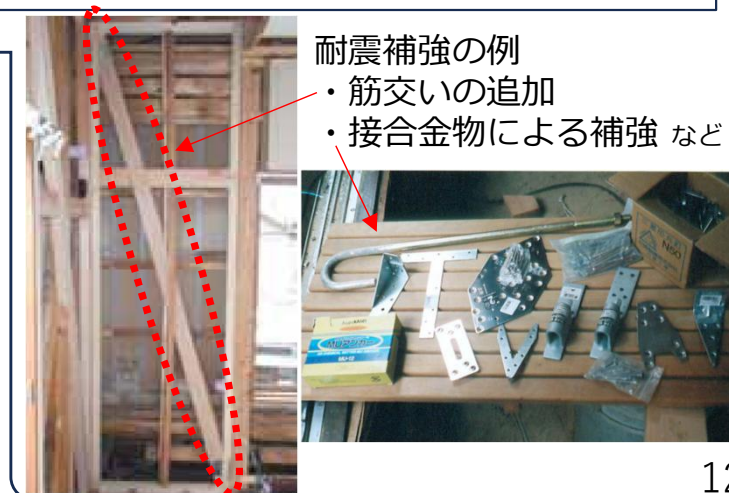
建替工事 最大 **38万円**補助（工事費の23%）

2 被災建築物・宅地応急危険度判定体制の整備

南海トラフ地震などによる被災時に、地震後の二次被害に対し県民の安全を確保するため、応急危険度判定活動を迅速に実施

- 応急危険度判定士養成講習会の実施
- 連絡訓練の実施
- 判定資機材の備蓄 等

※平成28年の熊本地震では、宮崎県から延べ198名を派遣
令和6年の能登半島地震は、宮崎県への判定士派遣要請無



耐震補強の例

- ・筋交いの追加
- ・接合金物による補強 など

南海トラフ対策特別委員会資料

令和7年9月24日

農政水産部

目次

I 農政水産部における地震津波対策の取組について

I 農政水産部における地震津波対策の取組について

○漁港及び漁港海岸における地震津波対策の取組

漁業管理課

現状と施策の方向性

南海トラフ地震の発生確率が高まる中、水産物の流通や生産に重要な拠点漁港の地震・津波対策が必要であり、また、漁港や海岸保全区域の背後地に住家や事業所等が集中し、甚大な被害が予想されることから、漁港施設等の強靱化を図る。

漁港及び漁港海岸における地震・津波対策箇所図

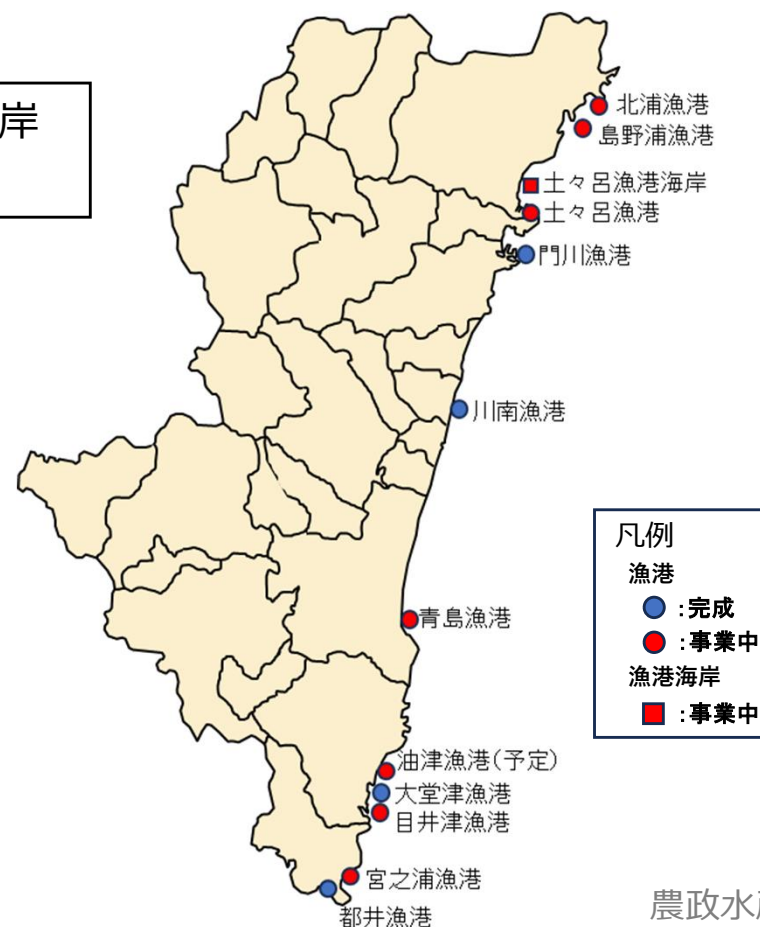
重点的に展開する施策

水産物の流通や生産に重要な拠点漁港及び漁港海岸の地震・津波対策を推進

(1) 漁港における取組状況

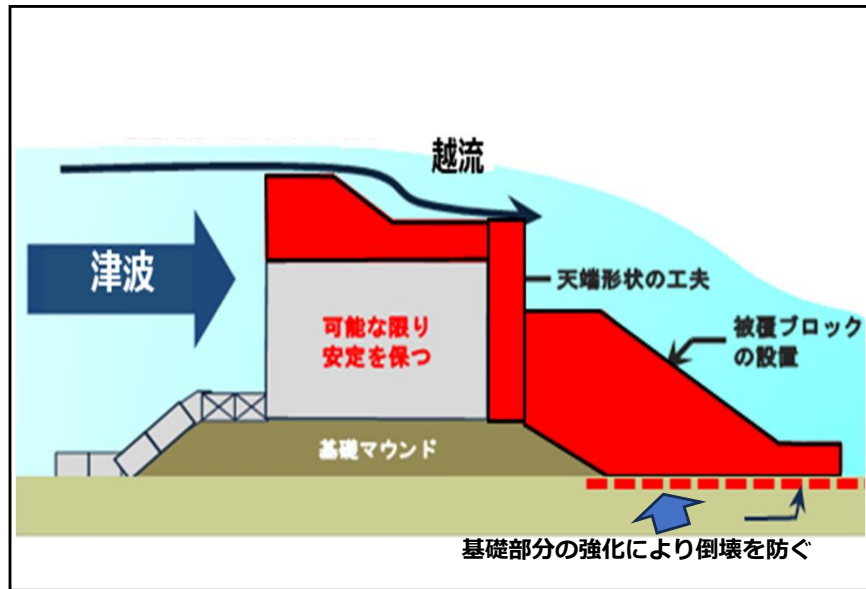
県北部、県央部、県南部における輸送・復興支援拠点として、防災拠点漁港の北浦漁港、川南漁港、都井漁港に耐震強化岸壁を整備済

大堂津漁港ほか、その他拠点となる漁港においても、漁港の安全性の確保及び被害軽減のための防波堤や岸壁の強化による地震・津波対策を実施



①防波堤の取組事例

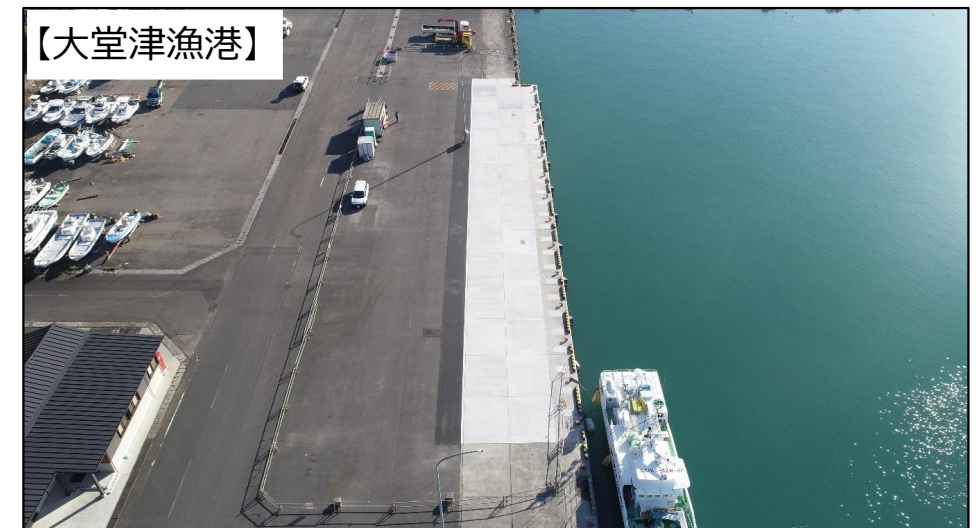
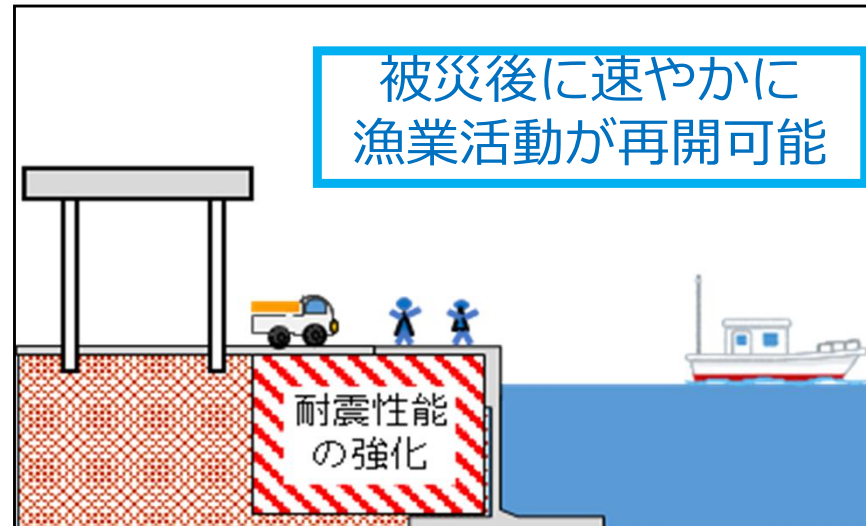
漁港内への津波の侵入を軽減するため、防波堤の新設や嵩上げ等を実施



防波堤（新設、粘り強い構造化）

②岸壁の取組事例

地震による岸壁の沈下や倒壊を防ぐため、岸壁の耐震性能の強化を実施



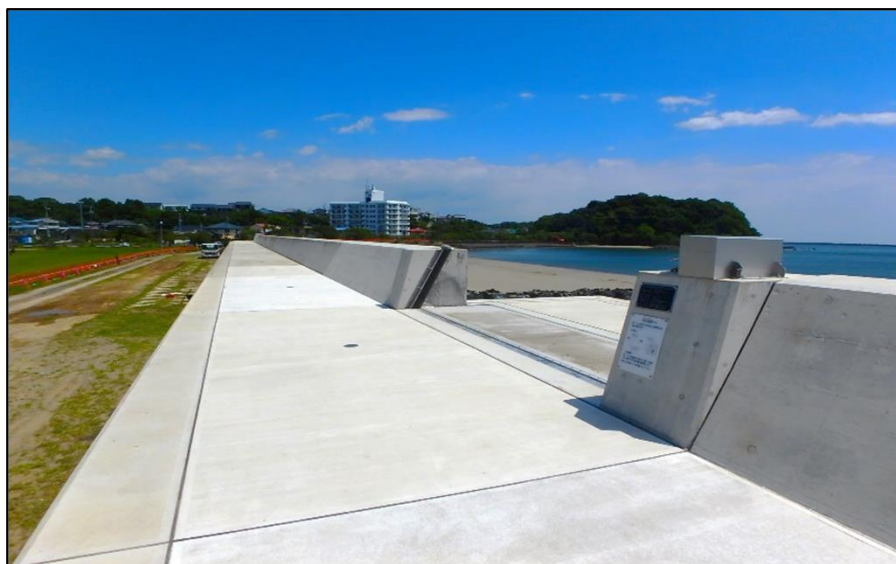
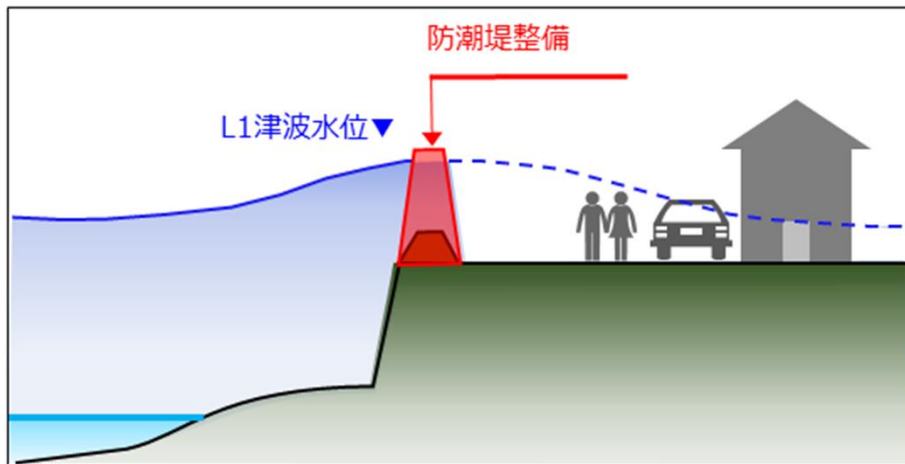
－ 5 m岸壁（耐震化）

(2) 漁港海岸における取組状況

漁業の就労者や地域住民等の安全確保のため防潮堤の整備などによる地震・津波対策を土々呂漁港海岸にて実施中

①防潮堤における取組事例

津波から背後の人家等を保全するために、防潮堤の整備を実施中



【①東浜地区】



【②東浜地区】 農政水産部 5

②速やかな避難誘導の取組事例

令和6年8月8日の地震を受け、津波発生時に速やかに避難できるように、避難誘導サインを設置



●：避難誘導サイン設置箇所



海外からの観光客にも
わかりやすい避難誘導
サインとした。

【①青島漁港海岸】

現状と施策の方向性

近年、激甚化する集中豪雨等による農地・農業用施設の被害が多発するとともに、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなど、自然災害のリスクが高まっている。

このため、持続的な農業生産に向け、災害に備えた防災減災対策に取り組んでいる。

重点的に展開する施策

防災重点農業用ため池の補強対策工事を計画的に進めるとともに、水位計等の管理施設の設置や現地パトロール等の管理保全体制を強化

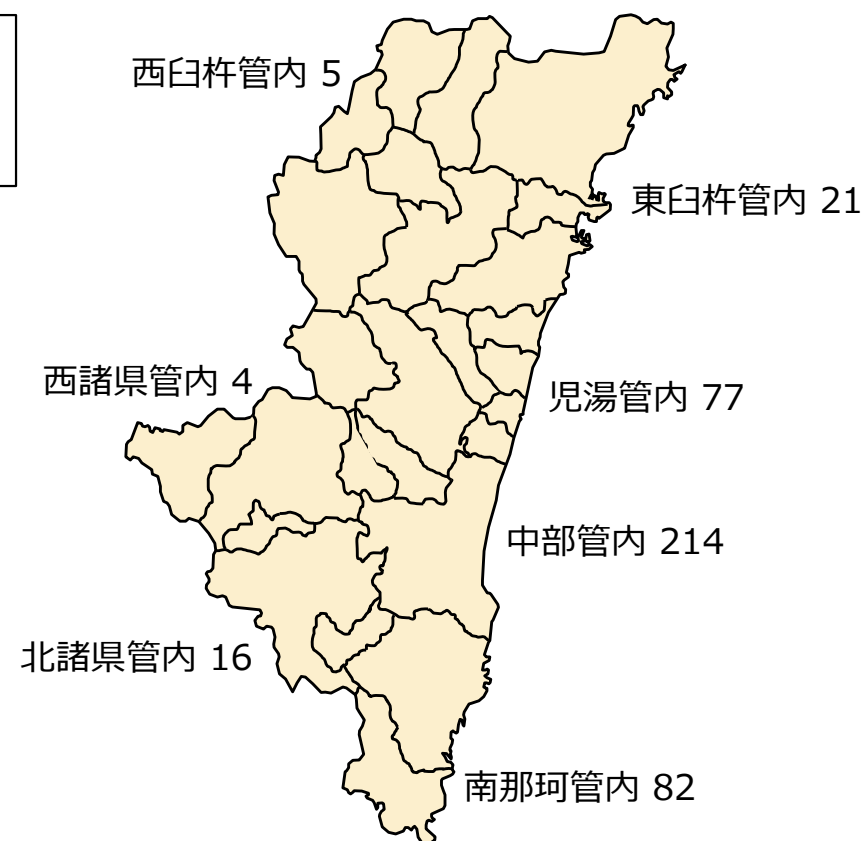
(1) 農業用ため池の取組状況

令和2年に制定された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、県内にある農業用ため池650箇所のうち、419箇所を防災重点農業用ため池に指定し、防災工事等を実施。

令和6年度までに岩渕大池（木城町）他20か所を整備済み、靱木池（国富町）他22か所を整備中。

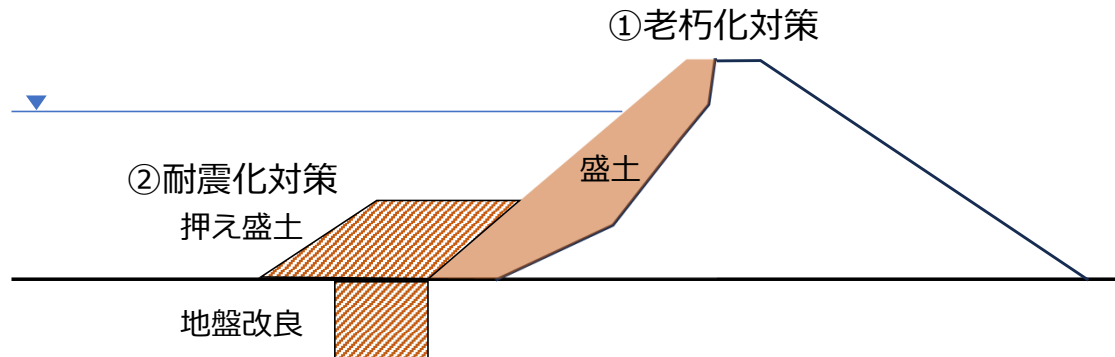
この他、ソフト対策として全ての防災重点農業用ため池で、ハザードマップを作成し市町HPで公表。

防災重点農業用ため池の分布



(2) 堤体の補強の取組事例

地震時の決壊を防ぐため、堤体への盛土及び法面保護等を実施
その他、取水施設、洪水吐等の関連施設の耐震対策を実施

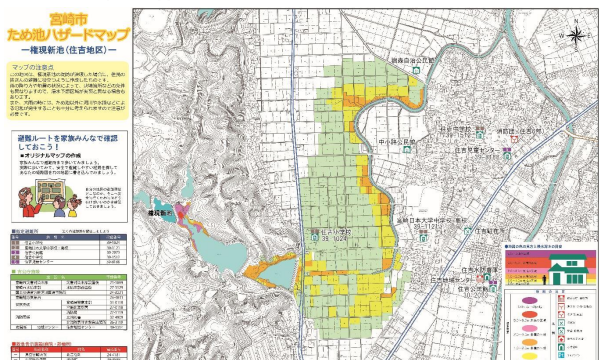


川島第一ため池の耐震化（延岡市）

(3) ため池の管理等の取組事例

ハザードマップの作成

決壊した場合の迅速かつ安全な
避難に備える



権現新池（宮崎市）

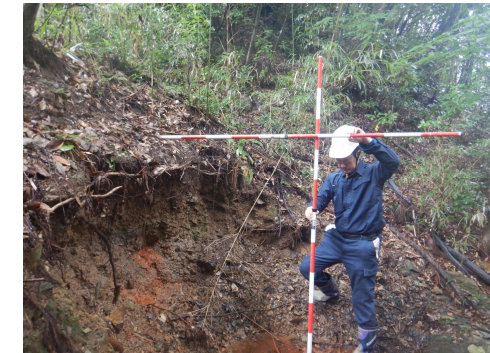
講習会の開催

ため池の適正な管理に必要な
技術取得に関する研修・講習会



ため池サポートセンターの設置

定期的なため池監視など保全管理
体制を強化



南海トラフ対策特別委員会資料

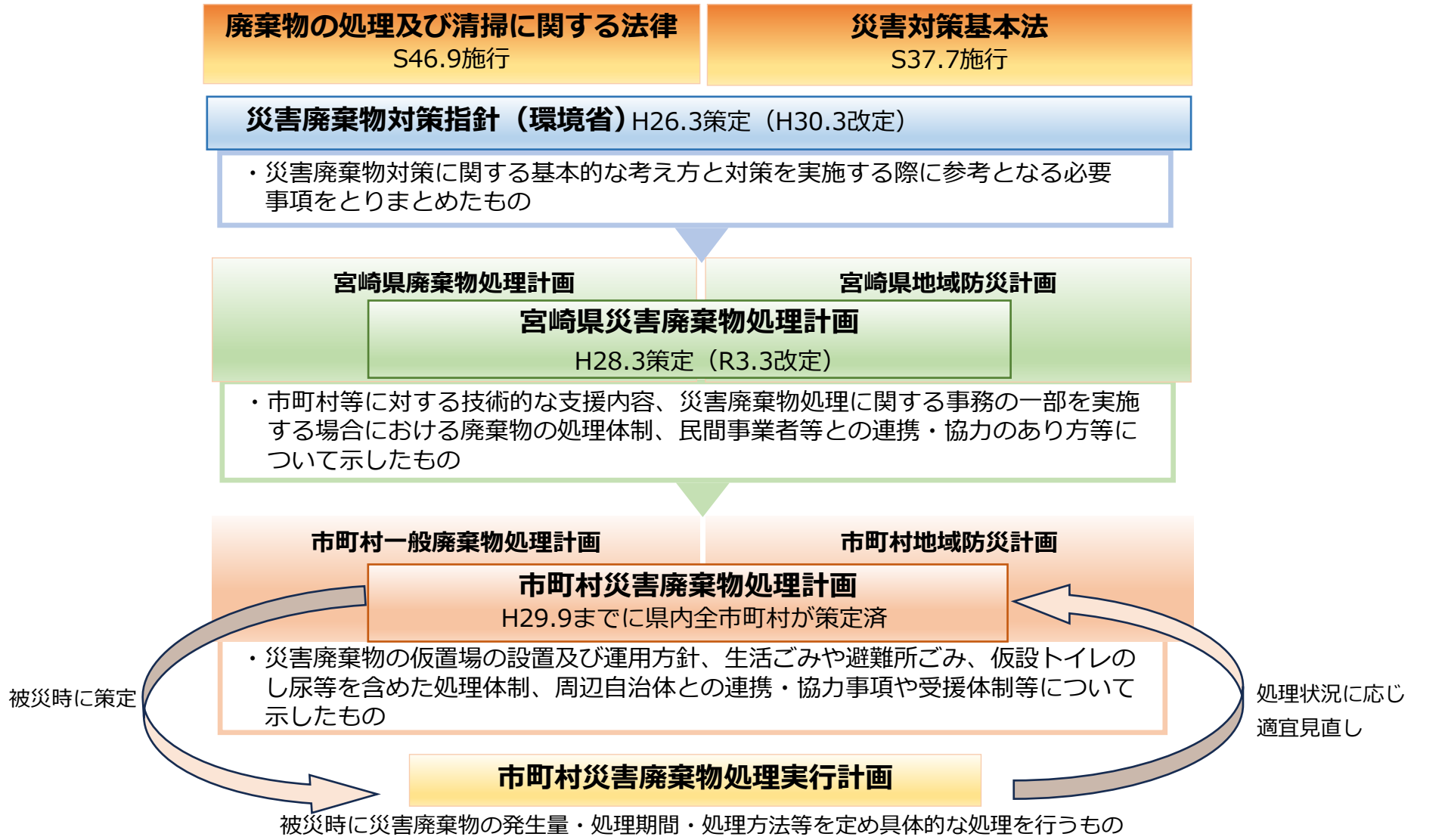
令和7年9月24日

環境森林部

	ページ
○ 本県における災害廃棄物処理対策について	
1 災害廃棄物処理対策の位置づけと災害廃棄物の処理主体	3～4
2 南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理	5～8
3 本県の平時からの備え	9～10

1 災害廃棄物処理対策の位置づけと災害廃棄物の処理主体

循環社会推進課

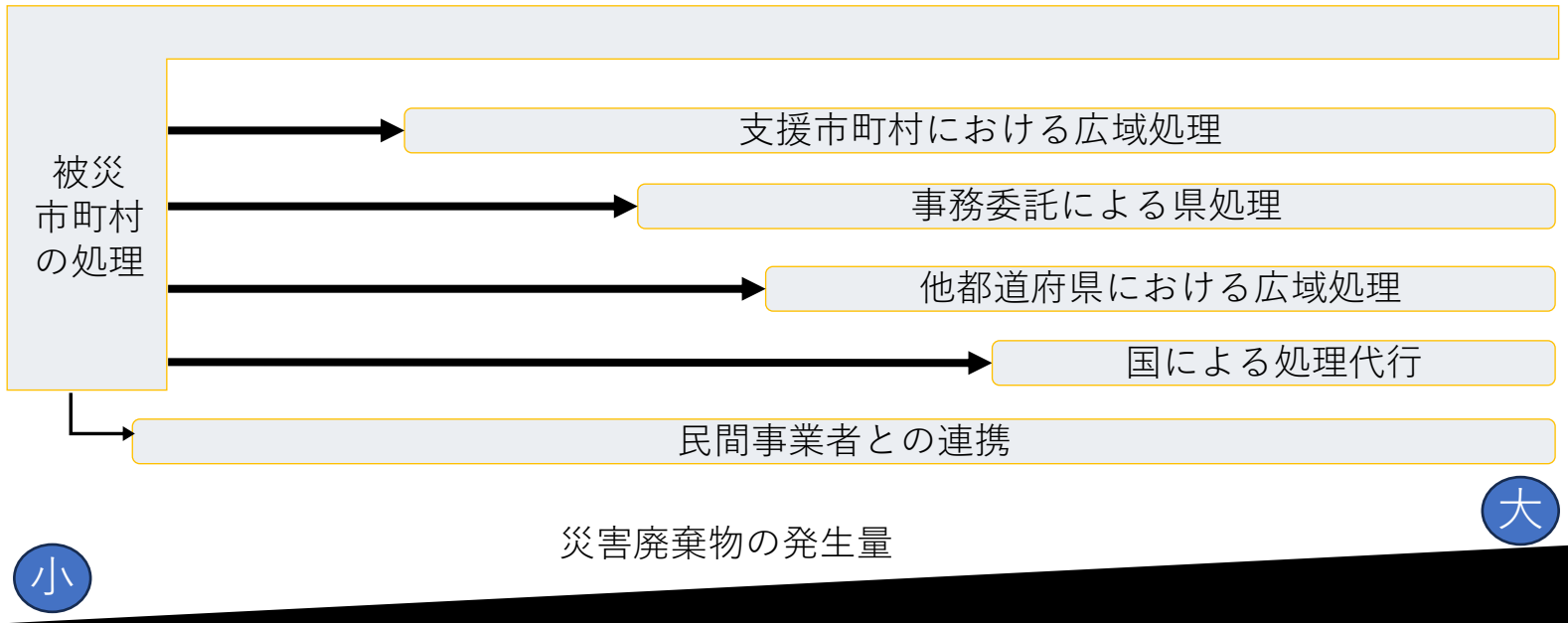


1 災害廃棄物処理対策の位置づけと災害廃棄物の処理主体

循環社会推進課

災害廃棄物は一般廃棄物であり、その処理責任は被災市町村にある。当該市町村は、災害廃棄物の発生量やその処理能力の有無等の状況に応じ、民間事業者との連携や支援市町村等からの協力を得て処理を進める必要がある。

さらに、大量の災害廃棄物が発生する大規模災害時には、事務委託による県処理や国による処理代行など、県や国が処理主体として重層的な対応を行うこととなる。

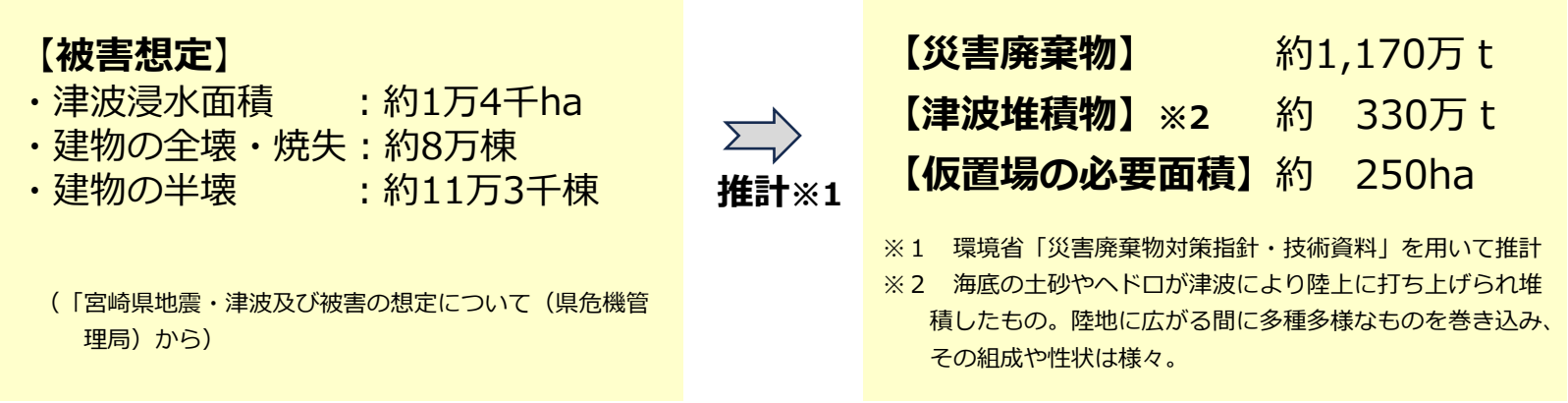


2 南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理

循環社会推進課

(1) 災害廃棄物の発生量（推計）

① 「宮崎県災害廃棄物処理計画（令和3年3月改定）」における被害想定



② 被害想定の見直し

下記に挙げる国による南海トラフ巨大地震の被害想定の見直し等や社会情勢の変化に対応するため、次年度、宮崎県廃棄物処理計画の全面改定を実施予定

近年の動き	
令和5年4月	国（環境省）が災害廃棄物対策指針を改定し災害廃棄物発生量の新たな推計式を策定
令和7年3月	国（内閣府）が南海トラフ巨大地震の新たな被害想定を公表
〃 8月	県危機管理庁が県としての「津波浸水想定」を更新
※ 今後、建物の全壊・半壊等の被害想定も今年度中に更新予定	

2 南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理

循環社会推進課

(2) 被災時に想定される県の役割

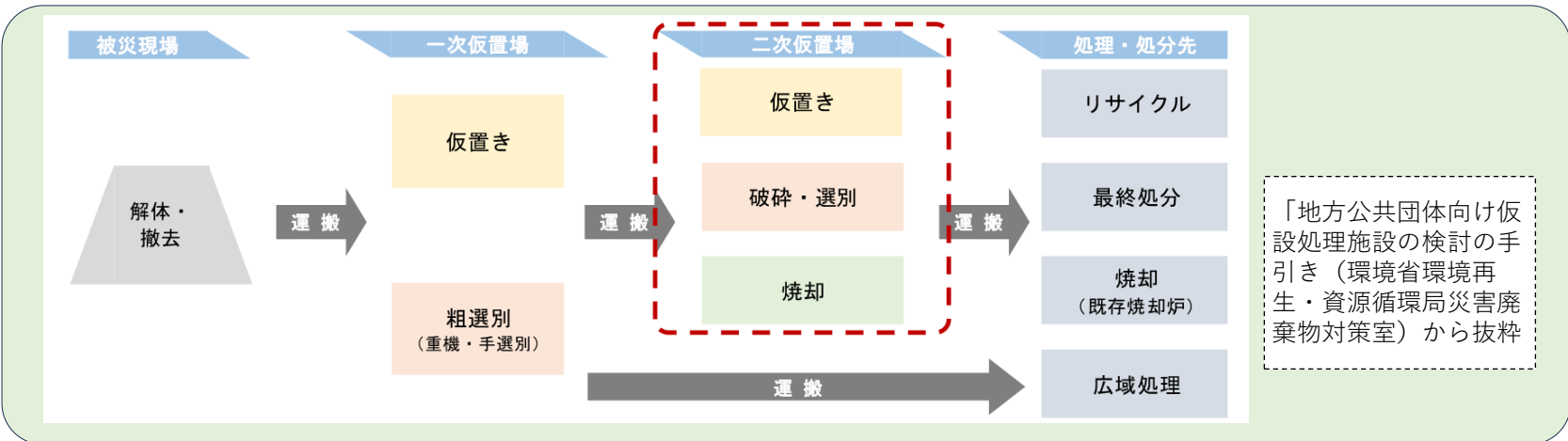
① 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画は、災害廃棄物の処理主体である市町村が、被災後に発生量、処理期間・方法等を調査・検討し作成するものであるが、南海トラフ巨大地震等の大規模災害においては、被災市町村全体の災害廃棄物の発生量の推計と、その処理に関する基本方針を、県の処理実行計画として県内外に示すことが必要となる。

※ 実行計画に盛り込む主な内容
→ 災害廃棄物等の発生量、処理主体、処理目標（期間）、処理方法など

② 二次仮置場の運営

被災市町村が設置する仮置場（一次）の逼迫等の状況に応じ、これとは別に、分別、中間処理（破碎・選別等）を行う仮設の施設（二次仮置場）が必要となるが、県にその設置・運営主体としての役割（被災市町村からの委託）が求められると想定される。



2 南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理

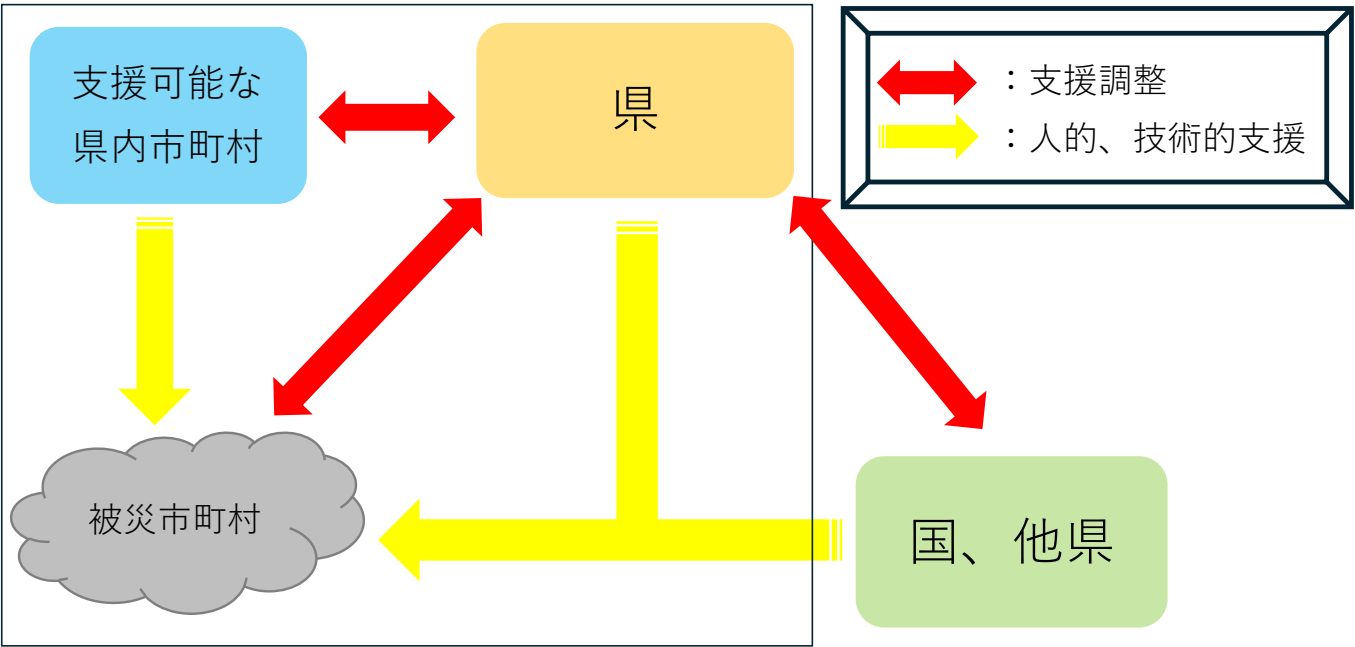
循環社会推進課

(2) 被災時に想定される県の役割

③ 災害廃棄物処理全体の進捗管理、国や他県との支援調整

被災市町村の処理体制や処理の進捗の確認、支援内容の調整を行うこととなる。

また、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災等の状況に応じて、国や他県に対しての支援要請も行う。



2 南海トラフ巨大地震で想定される災害廃棄物処理

循環社会推進課

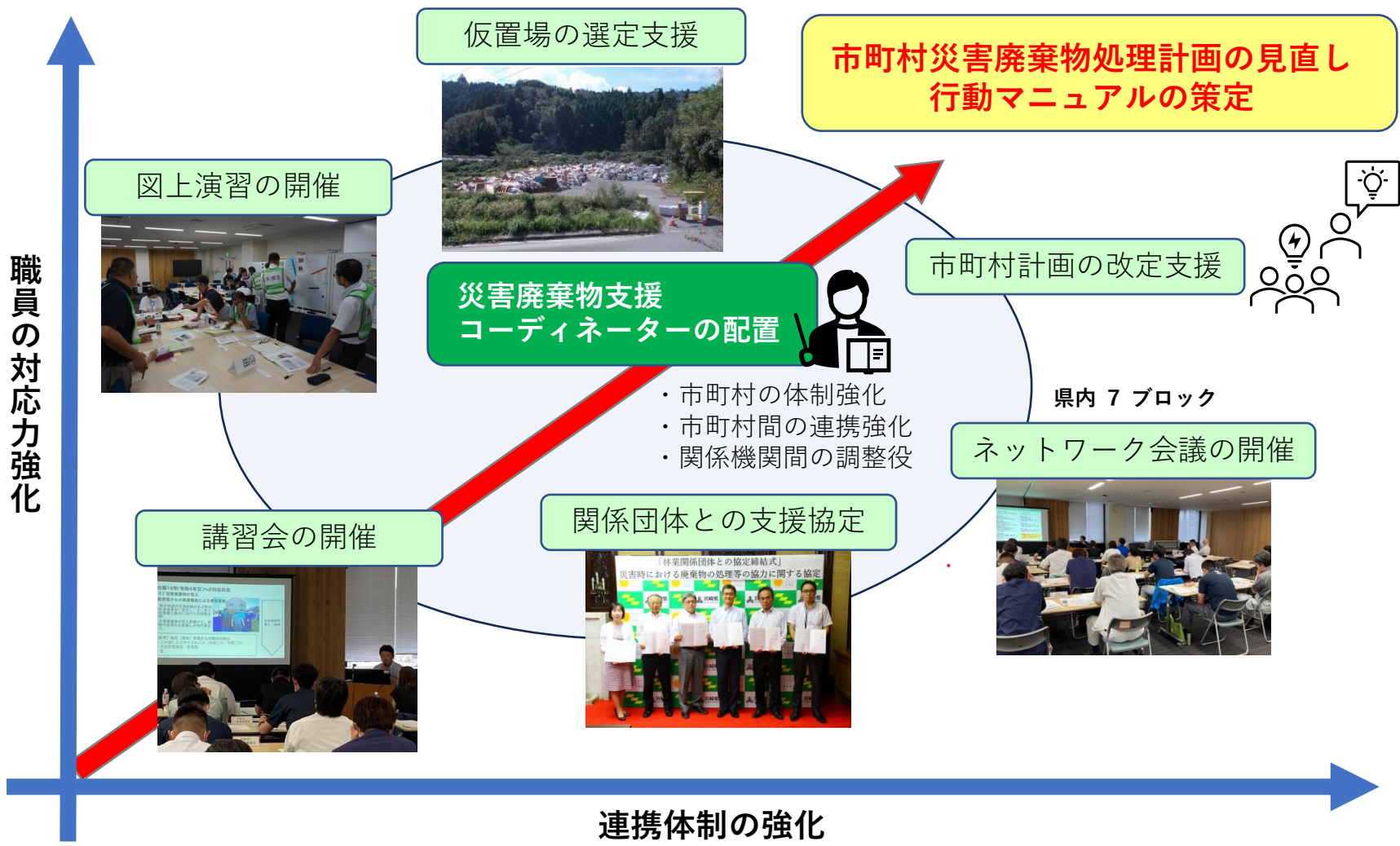
＜参考＞被災時の災害廃棄物の処理イメージ



3 本県の平時からの備え

循環社会推進課

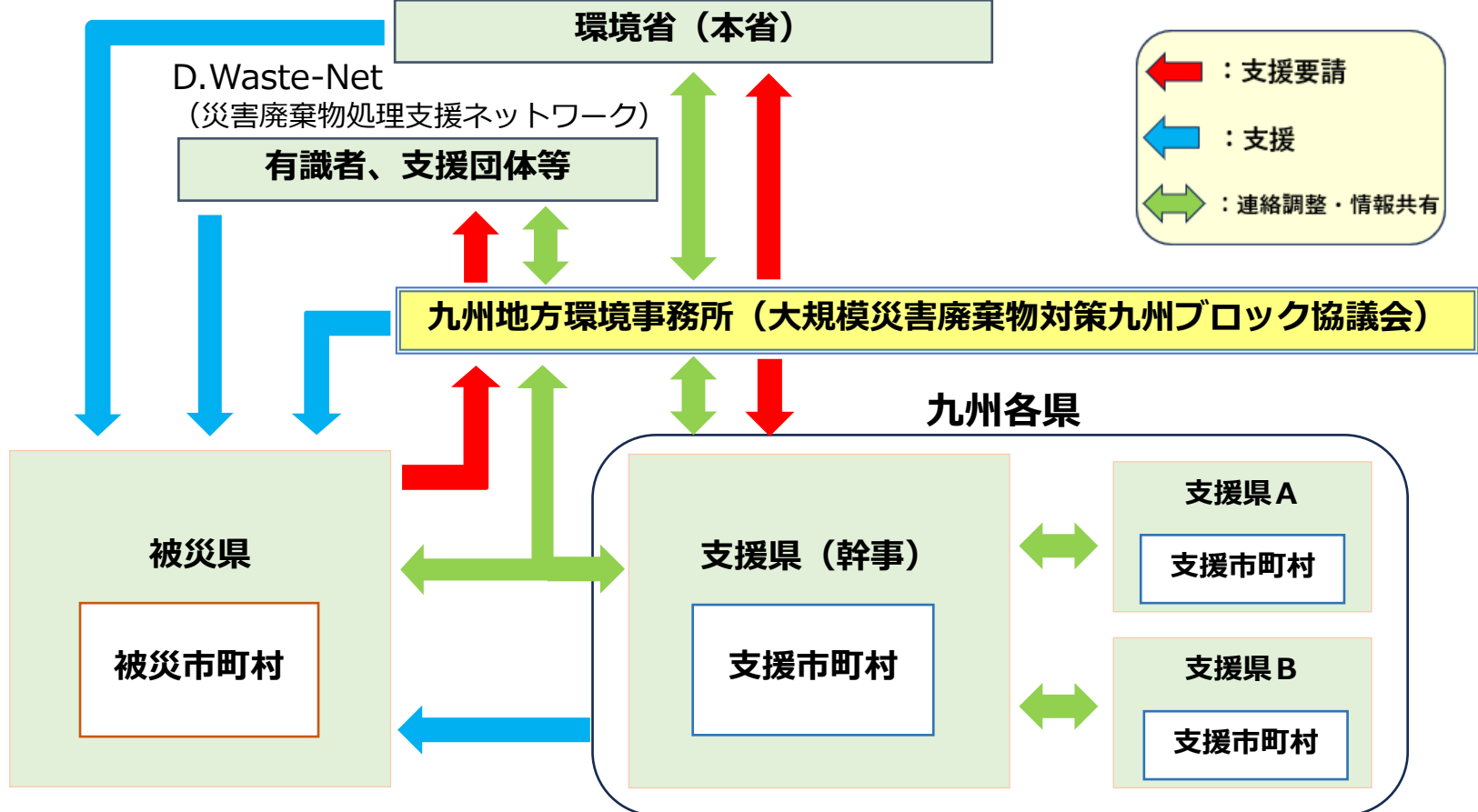
(1) 県内の体制強化（災害廃棄物対応・連携強化事業）



3 本県の平時からの備え

循環社会推進課

(2) 県域を越えた広域連携体制



※支援県（幹事）とは、各県が被災県となった場合に支援に向けた連絡調整役を担う県であり、
本県は、熊本県と互いに被災県、支援県（幹事）の関係に設定されている。

↳ 令和7年7月、熊本県と南海トラフ巨大地震を想定した情報の交換に着手

※D.Waste-Net：災害廃棄物対策を行う自治体を支援するため国がH29年に発足させたネットワーク組織。有識者、技術者、自治体関係者、業界団体等で構成。